

学校いじめ防止基本方針



白山市立白嶺小学校
白山市立白嶺中学校

令和7年4月

目次

1 いじめの定義

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- (1) いじめの理解
- (2) いじめの未然防止
- (3) いじめの早期発見
- (4) いじめへの対処
- (5) いじめの解消
- (6) 地域や家庭との連携
- (7) 関係機関との連携
- (8) 学校いじめ防止基本方針の見直し

3 いじめの防止等のために実施すべき施策

- (1) 学校の基本方針の策定
- (2) 「いじめ問題対策チーム」の設置
 - ① 構成員
 - ② 機能・役割
- (3) 学校が実施する施策
 - ① 道徳教育及び体験活動等の充実
 - ② 児童生徒主体的な取組の推進
 - ③ 児童生徒及び保護者等に対してのいじめ防止啓発活動の推進
 - ④ 学校における毎月のいじめアンケートの実施
 - ⑤ スクールカウンセラーによる相談体制の整備
 - ⑥ 教育相談対応の向上を図る教職員研修の充実
 - ⑦ ネットいじめ等の防止と啓発活動の実施
 - ⑧ いじめ問題対策チームの常設といじめ対応アドバイザーの協力体制の整備
- (4) 重大事態への対処
 - ① 重大事態の報告
 - ② 個別案件対応班による調査
 - ③ 心のケア
- (5) 年間指導計画

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。(法第2条第1項) ※法…いじめ防止対策推進法

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。(いじめの防止等のための基本的な方針 平成25年10月11日文部科学大臣)

いじめを許さない学校づくりのために

○個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦悩を感じているもの」との要件が 限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられても、本人がそれを否定する場合が多くあることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。確認する際に、行為の起きたときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等 を客観的に確認することを排除するものではない。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ問題対策チームで行う。

○「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

○「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童 生徒の感じる被害性に着目した見極めを行う。

○インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒が そのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については適切な対応が必要である。加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する。

○いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なもののや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの理解

いじめは児童生徒の心身の健全な発達に深刻な影響を及ぼし、不登校、自殺、殺人などを引き起こす背景ともなる重大な問題である。最近のいじめは携帯電話やパソコンの介在により、一層見えにくくなっている。いじめは誰もが加害者にも被害者にもなり得るものであると認識することが重要である。

(2) いじめの未然防止

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組を行う。

(3) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守る。

(4) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深める。また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

また、特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、いじめ問題対策チームに報告を行わないことが、法23条第1項に違反し得ることに留意する。

(5) いじめの解消

いじめの「解消している」状態とは、次の2つの要件が満たされていること。

① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

(相当の期間とは少なくとも3か月を目安とする。)

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

(被害児童生徒本人及び保護者に対し、面談等により確認する。)

(6) 地域や家庭との連携

いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県、市、地域住民、家庭、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(7) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関(児童相談所、白山警察署、学校医、スクールカウンセラー等)との適切な連携が必要であり、平素から情報共有体制を構築しておく。

(8) 学校いじめ防止基本方針の見直し

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけるとともに、達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況の評価を行う。

目標達成が不十分な場合、学校いじめ防止基本方針の見直しも含め、学校の取組の検証・改善を行う。

3 いじめの防止等のために実施すべき施策

いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針(以下「学校の基本方針」という。)に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中心として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、白山市教育委員会とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進する。

(1) 学校の基本方針の策定

各学校は、「国の基本方針」、「県の基本方針」、「市の基本方針」を参考にして、本校の実情に応じ、「学校の基本方針」を定める。

(2) 「いじめ問題対策チーム」の設置

いじめ防止対策推進法第22条に基づき、いじめ対策についての総括的組織として「いじめ問題対策チーム」を設置する。いじめ問題対策チームは、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員・いじめ対応アドバイザー等により構成する。

① 構成員

校長をトップに、教頭、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、教務主任、研究主任、道徳推進教諭、スクールカウンセラー、いじめ対応アドバイザー等とし、事案に応じて学級担任や教科担任等を加え構成する。

② 機能・役割

- ア いじめを見逃さない学校づくりの推進
- イ 学校や教職員のいじめ問題への対応力向上
- ウ 「学校の基本方針」の策定並びに教職員及び児童生徒・保護者、地域に対する周知
- エ 家庭や地域、関係機関との日常的な情報交換による「風通しのよい学校づくり」の推進
- オ スクールカウンセラー等関係機関と連携したいじめ問題への対応
- カ いじめ問題発生時における個別案件対応班の編制と指示

(3) 実施する施策

① 道徳教育及び体験活動等の充実

児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめ防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

② 児童生徒主体的な取組の推進

児童生徒が学級活動や児童生徒会活動等の特別活動の中で、いじめの防止等のために自主的に行う積極的生徒指導の充実を図る。

③ 児童生徒及び保護者等に対してのいじめ防止啓発活動の推進

児童生徒及びその保護者並びに教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発活動の充実を図る。

④ 学校における毎月のいじめアンケートの実施

いじめを早期に発見するため、児童生徒に対する定期的な調査を実施する。

(年間3回、アンケートを持ち帰り、保護者と一緒に記入する)

⑤ スクールカウンセラーによる相談体制の整備

児童生徒・保護者からの相談を受ける体制の充実を図り、教職員との協力体制の整備も図る。

⑥ 教育相談対応の向上を図る教職員研修の充実

いじめ防止等を含めた教育相談対応を向上させるための校内研修会を実施する。

⑦ ネットいじめ等の防止と啓発活動の実施

児童生徒及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう必要な啓発活動を実施する。特にインターネット上のいじめは、重大な人権侵害に当たり、被害者等に対して深刻な傷を与えるかねない行為であることをしっかりと理解させる。

⑧ いじめ問題対策チームの常設といじめ対応アドバイザーの協力体制の整備

いじめ問題対策チームを常設し、いじめを見逃さない学校づくり、教職員の対応力向上に努め、いじめ対応アドバイザーとの協力体制を整備する。

(4) 重大事態への対処

いじめの重大事態について、国のいじめ防止基本方針及び重大事態ガイドライン（平成29年3月 文部科学省）（令和6年8月改訂）により、以下のように適切な対応を行う。

① 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、白山市教育委員会を通じて市長へ報告する。

② 個別案件対応班による調査

いじめ防止対策推進法第28条に定める重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するために、速やかに、個別案件対応班を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施する。

③ 心のケア

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動搖が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もあるので、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すためにスクールカウンセラーによるカウンセリング活動を実施する。

(5) 年間指導計画

月	取組内容	重点項目	生活目標・指導	教育相談
4	学校いじめ防止基本方針確認	・あいさつ ・チャイムスタート ・正しい服装	目標・指導計画立案 集団行動 各係分担	学級指導 生活アンケート
5	学校いじめ防止基本方針HP掲載	・授業規律の徹底 ・部活動への積極的参加	あいさつ運動 登校指導 個人面談	懇談月間 生活アンケート 朝講話
6	いじめ対応アドバイザー会議(1回)	・健康管理 ・規則正しい生活	衣替え	生活アンケート (持ち帰り記入) 朝講話
7	ネットいじめについての集会開催	・交通安全の徹底 ・校舎内外の美化 ・1学期の反省 ・夏休みの生活設計	夏休みの生活指導	生活アンケート 朝講話
8	校内研修会の実施 1学期いじめ防止対策振り返り	・規則正しい生活 ・部活動・地域行事への積極的参加	校外巡視	生活アンケート
9	新学期スタートに向けて 運動会にむけて	・基本的生活習慣の確認 ・運動会への積極的参加 ・正しい服装	あいさつ指導 登校指導 個人面談	懇談月間 生活アンケート 朝講話
10	白嶺祭にむけて	・礼儀正しい言葉使い ・部活動への積極的参加	衣替え	生活アンケート 朝講話
11	いじめ対応アドバイザー会議(2回)	・校舎内外の整備と美化 ・生徒理解		生活アンケート (持ち帰り記入) 朝講話
12	2学期いじめ防止対策振り返り	・2学期の反省 ・冬休みの生活設計	冬季の安全指導	生活アンケート 朝講話
1	新学期スタートに向けた配慮確認	・基本的生活習慣の確認 ・係の仕事に責任を持つ	登校指導 あいさつ指導	生活アンケート 朝講話
2	今年度の取り組み検証	・健康管理	新入生保護者説明会	懇談月間 生活アンケート 朝講話
3	次年度に向けた取組計画	・1年の反省と新年度への抱負 ・春休みの生活設計	1年間の反省 春休み中の生活指導	生活アンケート 朝講話